

日本国憲法の信教の自由・政教分離規定と イスラム法に関する国会の質問答弁の研究

Study of the question statement of the Diet of the Constitution of Japan
on freedom of religion, separation of politics and religion rule and Islamic law

小 宅 理 沙 ・ 今 井 慶 宗
Risa KOYAKE & Yoshimune IMAI

要旨

本研究は、日本国憲法体制下においてイスラム法が国会においてどのように議論されているかを明らかにする。わが国においては、日本の国家機関がイスラム法に関して、日本国憲法第20条第1項や第3項あるいは第89条に抵触する可能性はあまり高くない。しかし、私人間の行為が、日本国憲法第20条第2項に関して問題となるケースは国際化の進展に伴って増加することが想定される。国会両院の本会議・委員会等におけるイスラム法に関する議論を抽出し、現行憲法体制下において、国会の議論に表れている意義、その取り上げられ方の変遷などについて検討する。

Keyword：信教の自由 政教分離 イスラム法 日本国憲法

I はじめに

わが国の国会において現行の日本国憲法の下におけるイスラム法が取り上げられることは極めて少ない。日本国憲法は第20条第1項で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、第2項で「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」、第3項で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定し、第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しているように、法や行政が宗教に介入することに極めて抑制的であることも一因と考えられる。

本研究は、イスラム法に関する議論について、現行の日本国憲法体制において国会においてどのように議論されたかを明らかにする。イスラム法について、わが国の国会の議論に焦点を絞ったものは管見の限り見当たらない。日本国憲法施行以降から令和4年度末までの国会両院の本会議・委員会等におけるイスラム法に関する議論を抽出し、日本国憲法体制下において、そこで表れている意義、その取り上げられ方の変遷などについて検討する。

II 研究の視点および方法

国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている国会の会議録に基づいて

項目ごとに整理し分析する方法で研究した。

国会の会議録に基づいて政策を研究するという性質上、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。さらに、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

Ⅲ 国会における議論

以下、国会における議論について明らかにする（一部要約）。

1. イスラム法一般

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「ムハンマドの行動に現在のイスラム法の起源、もとがある。この時期ムハンマドがしたこと、言ったことが人間がどう生きるべきかということの指針であるイスラム法の判断基準になっている、そういうふうを考えることができる」と陳述している¹⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）が「イスラム法の現代化というのが大きな課題になっている。イスラム法というのは、イスラムの法であるので經典コーランをもとにしてつくられているが、これもイスラム世界の共通項としてあるが、イスラム法は前近代のかなり安定した時期に安定した形をしていたので、近代に入ったところでもかなりそごが出てきた。出てきた当時、19世紀から20世紀前半は、もうイスラムは古いという議論が専らだったが、実際には、イスラム法は柔軟な解釈ができるので現代化できないということは全然なく、20世紀半ばぐらいから現代化の努力が非常に続けられている。以前は西洋の法律を移植することが専らだったが、そうであると、どうしても現地の文化とのそごがあるので、近代的なものとイスラム的なものを合わせたものという努力が非常に進んでいる。しかし、まだまだ時間がかかる。それで、イスラム世界は割合一体感があるが、コンセンサスを大事にするので、イスラム諸国会議機構でも多数決はとらない。全部コンセンサスでいくが、そのかわり時間がかかるので、イスラム法の現代化もそんなスピードでは進まない。加盟国間の紛争防止である。イランとイラクの戦争にしても、まだあちこちにある国境紛争にしても、こういう問題が、イスラム諸国は、イスラムはみんな共同体だ、同胞だと言いながらも、国のメンバーの間でかなり紛争があるので、これを何とかしなければいけない。それで、イスラム諸国会議機構は国際イスラム司法裁判所を昭和62年に設置することに決めたが、それがもし設置されればイスラム諸国の間の調停はイスラムの法に従ってすることも可能になるが、まだ実際には設置されていない」と陳述している²⁾。さらに参考人（東京大学東洋文化研究所教授）は「神を超えて、人間中心主義という考え方はイスラム世界にはもちろん入ってくる。それは、いわば西洋化であり、西洋思想のイスラム世界への導入であったが、それに対する反発、つまり、やはり神中心、イスラム法は神の意思をどう人間が理解するかということだと理解しているが、まだまだ神を中心とした法体系あるいは社会の秩序を模索しているから、神を一切超えて人間中心の学問を輸入しようとした日本人にはなかなか理解できないという側面がまだある。もう一つの大きな考え方は、イスラム法をどういうふうに理解するか。その法手続に関していろいろな意見がある。それが学派と呼ばれているイスラム法の法学派であるが、大変厳しくコーランと預言者ムハンマドの言行、言ったこと、行ったことだけに依拠すべきだというような考え方から、もっと自由に法学者たちが神の意思をそんたくして、こう

ということが大体神が考えているのではないかと議論の結果、合意すればいいという考え方でさまざまである。その中にシーア派も一つの法学派として存在しているのが現実で、必ずしも圧倒的に違うという意識よりは、むしろ共通項の方を尊重したいと思っている。しかし、一方で、イスラムは国民国家を超えている存在である。つまり、イスラム法は国家が定める法律ではないので神の意思に基づいているから、国家の枠組みにはとらわれていない、そういう意味では一種の国際法である。それに対して、18世紀以来ヨーロッパ諸国が発展させてきた国際法とは全く性格が異なっている。したがって、この2つの国際法が決して一致することはあり得ない。そういう意味では、ヨーロッパ中心の国際法とイスラム法は、かなり矛盾した、なかなか合致することができない。その辺がこれから世界にとって、ヨーロッパ中心の国際法も変わらなければいけないし、イスラム法も変わらなければいけないと考えている」という陳述がある³⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）は「イスラム法はもっと現代化しなければいけない側面もあるが、少なくとも前近代においてはイスラム法は世界的な法として非常に有効に機能してきた。むしろ国際法についても、かつてはイスラム世界の方が西洋よりも先進的だったという自負があるので、いろいろな共通する部分もたくさんあると思うが、やはり考え方において紛争になるような、対立するような側面もあって、そのときに今の国際法の方が正しく、イスラム的なものは時代おくれで間違いだと言っても納得しない部分はやはりあると思う。そこの主張では、彼らはもう少しイスラム法、あるいはイスラム世界の主張を国際社会全体が取り入れてくれるべきだというような、場合によってはそこが摩擦になる面もある」と陳述している⁴⁾。参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「イスラムの本当にイスラム法だけを純粹に考えていったときには、男も女も全く同じ人間として存在している、また契約の主体である。しかし、地域地域によってさまざまな男女のあり方があるということになると思っている」という陳述している⁵⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）が「近代あるいは現代社会の問題はかなり複雑で、イスラム法を持ってきたらほんとと答えが出るというわけにいかないので、世界そのものが激動しているのに対応してなかなかコンセンサスが決まらないことはある」と陳述している⁶⁾。参考人（東京大学東洋文化研究所教授）は「酒を飲んで酔ったら礼拝に行てはいけないという神の文言もあるし、酒を飲むことは悪魔のわざだという神の言葉もあるし、一体、神は我々に泥酔を禁じているのか、酒飲むこと自体を禁じているのか、なかなか難しい議論がそこから出てくる。それをめぐってさまざまな議論が当然ある。それは一つの例であるが、実に多義的に解釈されて、それをめぐってイスラム法学者たちがさんざん議論をしている。しかし、全体として見ればそれは個々の1つ1つの細かな議論であり、それが1つの学派、法学派をつくる基礎にはなっているが、それでもって主義主張、イデオロギーの対立ということはなかなか起きてはいない、あくまでも法学をめぐる細かな議論として存在していると理解している」と陳述している⁷⁾。参考人（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）は「結婚契約を結んでいる男女の間の性行為以外の性行為はすべて非合法だというのがまずイスラムの立場である。したがって、普通の男女関係でも結婚していなければ許されないという考え方をするので、当然同じ性の、同性同士の関係についても非常に否定的である。それはまず一般的な原則である。イスラムというと、法のそういう解釈が厳しいということと戒律が厳格だというようなイメージが非常にあるが、その一方で、イスラム法の原則という非常に大事なものとして、隠されて

いる悪事をばらしてはいけないということがある。つまり、例えば自分が何か悪いことをしていても、それをしていると言うことは別な罪を構成する。神が隠したものをあらわにしてはいけない、なぜならば社会的に悪影響があるということである」と陳述している⁸⁾。

平成14年4月3日国会参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京都立大学人文学部教授）が「世界はアッラーによって、神によって創造された、いつか終末を迎える、その終末に最後の審判が行われ、そこで、現世においていいことをした人間、このいいことというのはイスラム法的、イスラム的な視点からいって善いことという基準になるが、善いことをした人間は天国に行けるし、悪いことをした人間は地獄に行くという世界観、若しくは死生観というか、死と生をどう考えるか、そのとらえ方が前提になる」と陳述している⁹⁾。

平成14年6月5日衆議院法務委員会では質問の中で「アフガニスタンの人で、イスラム法では他人に裸を見せることは死に値するのが、大勢でふろに入らされる、これは拷問だと言う」というものがある¹⁰⁾。

平成14年11月15日衆議院外務委員会では参考人（財団法人中東調査会上席研究員）が「サウジアラビアという国は、ワッハーブ派というイスラムの復興主義、イスラム原理主義と一般に使われているが、そういうところで国が成り立っている国で、現状そこには憲法もない。基本法という形であるが、議会も、まさに決議をできない諮問議会という形である。民法、刑法においては、イスラム法、シャリーアというものを適用している状態で、欧米的な民主化というレベルで見ると、かなり差がある」と陳述している¹¹⁾。

平成16年2月18日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）が「イスラム圏で一番難しいのはイスラム法と、それから世俗の法律、国会で通過する通常の法律との関係である。イスラム法の中身は、民法とか憲法とか普通の法律で、非常に伝統的なものであるから、しばしば重複してしまう。矛盾してしまう。考え方としては3つぐらいあり、1つは、イスラム法を基準にして、それと矛盾しない範囲でほかの立法行為も国会でやりなさい、イランのようなケースはこれに近いかと思うが、イスラム法が優位であるという主張である。もう1つは、世俗法が優位であって、イスラム法というのは世俗法に矛盾しない範囲でやってもよろしい。これは多くのイスラム圏の国家はこういう構成を取っていると思う。実態としてはこの中間もあり得ると思う。契約を結ぶときに世俗法に従って契約を結ぶと思うが、相手によってはイスラム法を準拠していて、イスラム法の考え方で行動している伝統的な人たちもいるから、法の概念を明確に、こちらで文脈を理解していれば、相手は法に従おうと思っているわけで、その点は、こちらが十分調査すれば、約束が予期しない形でほごにされてしまうことは防げるのではないか」「イスラム圏はイスラム知識人という人たちがいて、大抵イスラム法を研究した知識人である」と陳述している¹²⁾。

平成16年3月11日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会では防衛庁長官が「イスラム法の世界で、日本と同じような感覚で必ずしもいけるかどうかはわからない」と答弁している¹³⁾。

2. 国家統治

平成14年2月27日参議院国際問題に関する調査会で参考人（拓殖大学海外事情研究所教授）は「普

通は、イスラム世界ではウラマーというイスラム法とか何かを操る知識人たちが大変な力を持っている。しかし、アフガニスタンは部族社会から近代国家になる転換期の時期にウラマーを国王、王権の下に置くという政策を断行する。イスラム法から見ると、国王がやっているその政策がいいとか悪いとかと一切干渉させない。あるいはウラマーの意見を聞く。しかし、最終的判断は国王そのものが下す」と陳述している¹⁴⁾。

平成14年11月26日衆議院安全保障委員会では参考人（財団法人国際開発センターエネルギー・環境室主任研究員）が軍閥指導者たちの中には「地域によっては、ターリバン時代と同じくらいにイスラム法に基づいた抑圧的な制約を課す司令官が存在している」と陳述している¹⁵⁾。

平成17年3月15日参議院予算委員会公聴会では質問の中で「シャリアと言われるイスラム法を中心に国をつくっていきこうというシーア派に対して、より世俗的なイラクをつくっていききたいというスンニ派、クルドがこれに反対をしている構図」である」というものがある¹⁶⁾。

平成17年6月29日衆議院外務委員会では外務大臣が「今私どもは、1つはイラクの憲法制定が非常に重要であるので、6月、東京でイラクの国会議長をはじめ10名近い議員を招き、そこで、インドネシアやあるいはマレーシアの法学者を呼んで、イスラム法の中における憲法とはどういう形があり得るのか、どういう点が問題になってくるのかということを含めて議論をしてもらった」と答弁している¹⁷⁾。

平成17年4月13日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会では外務大臣が「憲法起草に携わるイラク人の専門家等を5月ごろに日本に呼んで、イスラム国家である例えばアジアのインドネシアとかマレーシアがある、これはイスラムの法典、イスラムの考え方をどうやって憲法の中にうまく映し出しているのか、そういう研究を日本でも随分している人がいるので、そうした考え方等を先方に参考までに情報提供をする、JICAのスキームで協力することを考えている」と答弁している¹⁸⁾。

平成21年4月24日衆議院外務委員会では質問の中で「(パキスタンの) ザルダリ大統領はいろいろなことを約束したが、大統領は、トライバルエリアにあるスワートの地域にイスラム法の導入を条件に政府との和平協定に応じた、こういう報道がある。1つの国に2つの法律を持ち込むことになる、約束を片方が破れば混乱する、そういう状況が今パキスタンにある。しかも、それは首都イスラマバードのかなり近いところまでそういう問題が生じておることに懸念をする」という発言がある¹⁹⁾。

平成21年6月16日参議院外交防衛委員会では参考人（日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会全国理事、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員）が「独裁体制崩壊後の軍閥抗争により崩壊した法秩序をイスラム法により再建し大衆的支持を得て勢力を拡大したのが、いわゆるイスラム原理主義と呼ばれるイスラム法廷同盟、UICであった」と陳述している²⁰⁾。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では質問の中で「イスラム法というか、ベラヤティファギーというイランの体制の下においては、高位のマルジャー・タクリードが発したファトワーについては、これをひっくり返すということはない」というものがある²¹⁾。

3. イスラム法研究

平成3年3月29日参議院予算委員会では文部大臣は「国際大学は中東研究所においてイスラム法の

基礎研究が行われている」と答弁している²²⁾。

平成19年12月5日参議院国際・地球温暖化問題に関する調査会で参考人（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は「東京大学法学部の比較法部門がある。古くはローマ法、新しいところだとEU法からイスラム法まで全部ある」と陳述している²³⁾。

4. 軍事

平成14年2月20日参議院国際問題に関する調査会で参考人（静岡県立大学国際関係学部助教授）は「イスラム世界では、外部の敵が軍事力でもって侵入してきたときにはこれは撃退する、イスラム世界を守るのは、これはイスラムの宗教的な義務であるというイスラム法の古典的な解釈もあるので、アメリカがイスラム世界に軍事的に乗り込んでくることについては、宗教的な感情からもこれはやはり容認できないということだと思う」と陳述している²⁴⁾。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では質問の中で「イラン革命の直後、昭和54年、ホメイニ師自身がそれまでシャーの政権の下で行われていたテヘランでの核の施設を自ら暴露して、そして大量破壊兵器、特に核兵器については非戦闘員を巻き込むのでイスラム法上禁止されていると明確に述べていて、その後、イランにおいては核兵器の製造は国是として反対していると理解している」と発言している²⁵⁾。

5. 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）

平成8年4月11日参議院法務委員会では法務大臣官房司法法制調査部長が「我が国の外弁法においてはいわゆる第三国法という言い方はしていない。アメリカの人が、それではギリシャ法が得意かあるいはイスラム法が得意かとか言ってもそれは判断のしようがない、それを担保する制度がない」と答弁している²⁶⁾。

6. 犯罪・刑罰・共謀罪

平成18年5月16日衆議院法務委員会では外務大臣政務官が「ラトビア及びサウジアラビアについては、本条約（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約）第5条3に基づき、国際連合事務総長に対し、自国の国内法上合意の内容を推進するための行為が求められる旨の通報をしていると承知している。これらの国の国内法では、具体的規定ぶりについて、両国所在の我が国大使館を通じて鋭意調査を行った結果、以下のとおりである。サウジアラビアについては、イスラム法の原則に従い、処罰されるためには何らかの行為が必要であるとの回答を得た。しかし、具体的にどのような行為が必要であるかについては、十分な説明を得られていない」と答弁している²⁷⁾。

平成18年10月20日衆議院法務委員会では質問の中で「共謀罪など謙抑的にきちとつくって、条約に入る工夫も考えていいと思う。各国でどうしているのかは大事である。イスラム法の国であるとか、アフリカはどうなっているのかとか、アジアはどうなっているのか、外務省に聞いても、さっぱりわからない」というものがある²⁸⁾。

平成28年5月12日参議院外交防衛委員会では外務大臣が「イスラム法にのっとった独自の法体系あるいは刑罰制度を有する国は存在する」と答弁している²⁹⁾。

7. 水の管理

平成24年2月22日参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会では参考人（帝京大学経済学部教授）が「ソ連が成立した大正13年の段階では、中央アジアの水管理の問題は、それ以前の伝統

的なイスラムの法律に乗った形の水管理法はかなり蓄積されていて、それをソ連自身が非常によく研究して、それを適用しようという時期があった。それが、スターリンが非常に力を持つようになった1930年代ぐらいからこれが事実上消えたが、現在再び、これにかなり水が足りないところでの水管理の知恵があるのではないかということで、中央アジアの行政官あるいは水の問題をやっている人がそういうものを掘り起こして、今もう一度それが使えないかというような動きがある」と陳述している³⁰⁾。

8. 借地権・共有

平成16年2月6日参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会では防衛庁長官が「イスラム法において借地権をどう考えるかというようなこともある」と答弁している³¹⁾。平成16年2月9日衆議院予算委員会でも防衛庁長官が「イスラム法に共有という概念があるかどうか知らない」と答弁している³²⁾。

9. イスラム金融

平成19年2月28日衆議院財務金融委員会では日本銀行総裁が「金融のグローバル化の新しい現象として、イスラム金融、イスラムの教えと両立するシャリーア・コンプライアント・ファイナンスと言っているが、これが近年急速に発展を遂げている」と答弁している³³⁾。

平成19年2月28日衆議院財務金融委員会では質問の中で「イスラム金融というのがある。イスラム法に基づく金融制度であり、イスラム教の教え、コーランから出ており、利息は不労所得として禁じており、資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励する。銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資をし、収益を分け合う。イスラム教が禁止する事業には投資できないとか、イスラム法学者が事業の適格さを点検する」というものがある³⁴⁾。

平成19年4月18日衆議院内閣委員会では質問の中で「イスラム金融とは、コーランの教えに従ってイスラム法に基づく金融制度であり、利息は不労所得として禁じている。資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励するというので、銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資し、収益は分かち合う制度である」というものがある³⁵⁾。

平成19年4月24日衆議院内閣委員会では国際協力銀行総裁が「イスラム教の教義に従って行うイスラム金融という形でも大きく急拡大をしているから、日本を含むアジア地域でもイスラム金融に対して関心を高め、これとの接触を持つ必要が出てきていると考えて、国際協力銀行では、現在、イスラム金融に関する情報収集や国内外のネットワーク構築に努めている。既に、イスラム法学者を定期的に招いて研究会を開催し、あるいは、日本の法人としては初めてイスラム金融サービス委員会にオブザーバー会員として加盟をする、あるいはイスラム金融サービス委員会と共催で日本でイスラム金融セミナーを開催する等々の努力をしている」と答弁している³⁶⁾。

10. 家族法

平成12年4月18日参議院法務委員会では質問の中で「イスラム法は7世紀にできた宗教であるが、4人の妻をめとることが許されるのは、戦争がきっかけだったそうである。夫が足りなくなって女性が余っているので、社会福祉的な見地から女性を4人まで妻としてめとることができる。ただし、権利も義務も平等に背負うことで、どの妻もすべて同じように扶養し、同じように愛し、これは肉体的にも社会的にも精神的にもという意味であるが、待遇できることを前提としてということで

あった」と触れている³⁷⁾。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では参考人（東京大学東洋文化研究所教授）が「イスラム諸国の中で産児制限がどう問題になっているかという、何年前、カイロで世界人口会議が開かれて、イスラム世界の国レベルも、それからイスラム世界のウラマーと呼ばれているイスラム法の専門家たち、学識者たち、意見が真っ二つに分かれた。産児制限をすることはイスラム法から見て合法であるという考え方と、それは違法であるという考えと真っ二つに分かれて、ついに意見の統一はできなかつたのが現状である。女性の性器の削除の問題、イスラム法では割礼は勧められている。しかし、女性についての割礼は厳密には根拠はない。したがって、法学者による意見がばらばらである」と陳述している³⁸⁾。

平成23年3月9日衆議院法務委員会では質問の中で「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）は欧米中心であるので、特に日本人が国際結婚しているアジアの諸国とか、イスラム圏は、イスラム法によれば離婚したら親権は夫と決まっているので、そこに争いの余地がないということで、ハーグ条約は絶対に加盟ができないというか、そもそも前提が違うということで、例えばイスラム圏、トルコは例外的に入っているらしいが、そうしたところに関しては加入も難しいと聞いている」というものがある³⁹⁾。

11. 女子差別撤廃条約

昭和59年7月24日衆議院社会労働委員会で外務大臣官房審議官は「イスラム文化圏で今のところこの条約（女子差別撤廃条約）を批准したのは、いまだエジプト1か国だけである。かつ、エジプトはイスラムシャリーア法という規定の運用上、留保している」と答弁している⁴⁰⁾。

昭和60年6月18日参議院外務委員会では「批准している国の中にはバングラデシュとかインドネシアとかイスラムの宗教を信じている国が若干ある。イスラム法の中にはかなり男女の差別をしているような法文があると理解しているが、そういう国は何ら留保なしにこの条約（女子差別撤廃条約）を批准しているのかどうか」という質問があり、外務省国際連合局長は「回教国の場合にはコーラン及びモハメッドの言行録に基づくシャリーア法、イスラム宗教法であるが、それとこの条約の規定との抵触の問題がある。バングラデシュは、この条約の総則の第2条、締約国の措置を定めている第2条、それから第13条（a）、これは家族給付であるがその項目、及び第16条1項（c）、これは婚姻中及び離婚の際の男女の権利と責任の問題である。それから（f）項、これは子供の後見及び扶養の関係であるが、これに留保をしている。インドネシアもこの条約に留保しているが、インドネシアが留保しているのは第29条の紛争解決の条項であり、シャリーア法に基づく留保ではない。なお、回教国としてはエジプトがこのシャリーア法の関連からと思うが、子の国籍についての9条2項の父系主義のところ、それから夫婦間の公正なバランスを確保するため、女子に対しその配偶者の権利と同等の権利を付与している、シャリーア法の規定の適用が妨げられないようにという理由を付して第16条に留保していて、これはシャリーア法の観念からいくと、一般的に言うとな女性は家に、男は社会にという観点からの留保である」と答弁している。また質問で「この条約の第29条第2項に「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない」とあるが、シャリーア法の夫婦の関係についての留保はこの条約の趣旨及び目的と両立しないような気がする」というものがある⁴¹⁾。

IV 考察とまとめ

イスラム法は日本の法律ではなく、日本国憲法の体制下でどのように取り扱われるべきか、必ずしも明らかではない。日本の国会で取り上げられるときは日本と利害関係のある内容が取り上げられるので、取り上げられ方に偏りが生じる。上述のように、これまで日本の国会では、イスラム法一般、国家統治、イスラム法研究、軍事、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、犯罪・刑罰・共謀罪、水の管理、借地権・共有、イスラム金融、家族法、女子差別撤廃条約で取り上げられてきている。

イスラム法は日本国憲法体制と両立するものとそうでないものがある。イスラム法に関しては国会議員もあまり多くの情報を有しているわけではないことが窺われる。イスラム法に関する本質や深い内容は参考人の陳述によるものが多い。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会での参考人陳述のように「イスラム法は神の意思をどう人間が理解するかということだと理解しているが、まだまだ神を中心とした法体系あるいは社会の秩序を模索しているから」「なかなか理解できない」というのが日本人の多くの捉え方であると考えられる。

平成13年11月28日参議院国際問題に関する調査会では複数の参考人がイスラム法に関して陳述しているが、「ムハンマドがしたこと、言ったことが人間がどう生きるべきかということの指針であるイスラム法の判断基準になっている」「イスラム法というのは、イスラムの法であるので経典コーランをもとにしてつくられているが、これもイスラム世界の共通項としてあるが、イスラム法は前近代のかなり安定した時期に安定した形をしていた」というものがある。ムハンマドの言動が基準であり、前近代の社会の変動が少なかった時期に原型ができたことが分かる。さらに「イスラム法の現代化もそんなスピードでは進まない」が、一方で「イスラム法は柔軟な解釈ができるので現代化できないということは全然」ないことも表明されている。

平成14年11月15日衆議院外務委員会での参考人（財団法人中東調査会上席研究員）陳述はサウジアラビアについてとりあげ「ワッハブ派というイスラムの復興主義」で国が成り立っていること「そこには憲法もない」「議会も、まさに決議をできない諮問議会という形である。民法、刑法においては、イスラム法、シャリーアというものを適用している状態で、欧米的な民主化というレベルで見ると、かなり差がある」として欧米を中心とする民主主義諸国との憲法体制・政治体制の差を強調している。当然、日本国憲法体制とも大きく異なることを含意していると考えられる。

平成19年2月から4月にかけてはイスラム金融について取り上げられている。イスラム金融とは、平成19年2月28日衆議院財務金融委員会での質問で「イスラム法に基づく金融制度であり、イスラム教の教え、コーランから出ており、利息は不労所得として禁じており、資金や労力を出し合って一緒に働く協業を奨励」して「銀行は、貸付金で利息を得るかわりに、客と共同で事業に投資をし、収益を分け合う」ことであることが指摘されている（平成19年4月18日衆議院内閣委員会での質問も同旨）。平成19年2月28日衆議院財務金融委員会日本銀行総裁が「金融のグローバル化の新しい現象として、イスラム金融、イスラムの教えと両立するシャリーア・コンプライアント・ファイナンス」が「近年急速に発展を遂げている」、平成19年4月24日国会衆議院内閣委員会では国際協力銀行総裁が「イスラム教の教義に従って行うイスラム金融という形でも大きく急拡大をしてい

るから、日本を含むアジア地域でもイスラム金融に対して関心を高め、これとの接触を持つ必要が出てきている」とそれぞれ答弁しているが、日本銀行と国際協力銀行のこれら考え方は事実上日本政府の考え方であったと言えるであろう。

女子差別撤廃条約に関しては昭和60年6月18日参議院外務委員会での質問で「シャリーア法の夫婦の関係についての留保」が「条約の趣旨及び目的と両立しない」ことが指摘されている。欧米中心の人権思想と宗教の教義が抵触しやすい場面であると言えよう。

法律等の優先関係については複雑な様相を呈している。平成16年2月18日参議院国際問題に関する調査会での参考人（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）陳述のように①「イスラム法を基準にして、それと矛盾しない範囲でほかの立法行為も国会」ですするというイスラム法優位、②「世俗法が優位であって、イスラム法」は「世俗法に矛盾しない範囲でやってもよるしい」、③「実態としてはこの中間」という3つに大別できるであろう。

イスラム法やイスラム法における国家統治に関する研究は日本においては盛んであるとは言い難いが、日本における研究機関として、東京大学東洋文化研究所、国際大学中東研究所、東京大学法学部（比較法部門）が具体名として挙げられている。イスラム金融など多くの分野でイスラム法が登場しているので、社会事象に対応する法規範の存否やその解釈など、研究が深められていく必要があると考えられる。

水管理は伝統的な問題である。平成24年2月22日参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会で参考人が、「伝統的なイスラムの法律に乗った形の水管理法はかなり蓄積されて」いたこと、「ソ連自身が非常によく研究して、それを適用しようという時期があった」こと、平成24年当時「中央アジアの行政官あるいは水の問題をやっている人がそういうものを掘り起こして、今もう一度それが使えないかというような動きがある」と指摘しているように、体制の如何に関わらずイスラム法に基づく水管理の有用性があることがあらわされている。

イスラム法は家族法にも大きな特徴がある。平成12年4月18日参議院法務委員会の質問で明らかのように、イスラム法は「4人の妻をめとることが許される」こと、それは「権利も義務も平等に背負うことで、どの妻もすべて同じように扶養し、同じように愛し、これは肉体的にも社会的にも精神的にもという意味であるが、待遇できることを前提として」であること、戦争がきっかけで「夫が足りなくなって女性が余っているので、社会福祉的な見地から女性を4人まで妻としてめとることができる」というものである。昭和60年6月18日参議院外務委員会では外務省国際連合局長が答弁の中で「シャリーア法の観点からいくと、一般的に言うところ女性には家に、男は社会に」という観点があることを指摘している。

令和元年6月18日参議院外交防衛委員会では、イスラム法（ただしこれはイランのベラヤティファギーの体制の下に限定したこともとれる）では、高位マルジャー・タクリードが発したファトワーは、これが覆されることはないという発言があり、欧米を中心とする法体系とは著しく異なることが分かる。

わが国においては、日本の国家機関がイスラム法に関して、日本国憲法第20条第1項のうち「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」や第3項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」あるいは第89条の「公

金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という条項に抵触する可能性はあまり高くないと考えられる。しかし、私人間の行為が、日本国憲法第20条第2項の「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に関して問題となるケースは国際化の進展に伴って増加することも想定される。

イスラム法に関する国会での質問答弁等を整理し、その動向を検討した。約40年弱分を検討したが、イスラム法の議論は非常に少ないことがわかる。日本においてもイスラム法が、例えば、国際私法の事案をどのように処理すべきかも問題となるであろう。議論がさらに深められ、イスラム法に対する理解が深められることが必要である。

注

- 1) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p1
- 2) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p4
- 3) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p8
- 4) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p9
- 5) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p13
- 6) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p15
- 7) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p17
- 8) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p17
- 9) 平成14年4月3日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第5号p23
- 10) 平成14年6月5日第154回国会衆議院法務委員会会議録第16号p19
- 11) 平成14年11月15日第155回国会衆議院外務委員会会議録第5号p7
- 12) 平成16年2月18日第159回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第4号p7
- 13) 平成16年3月11日第159回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会会議録第8号p14
- 14) 平成14年2月27日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第4号p4
- 15) 平成14年11月26日第155回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号p2
- 16) 平成17年3月15日第162回国会参議院予算委員会公聴会会議録第1号p22
- 17) 平成17年6月29日第162回国会衆議院外務委員会会議録第10号p12
- 18) 平成17年4月13日第162回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会会議録第3号p6
- 19) 平成21年4月24日第171回国会衆議院外務委員会会議録第9号p4
- 20) 平成21年6月16日第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号p5
- 21) 令和元年6月18日第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号p11
- 22) 平成3年3月29日第120回国会参議院予算委員会会議録第12号p9
- 23) 平成19年12月5日第168回国会参議院国際・地球温暖化問題に関する調査会会議録第4号p16
- 24) 平成14年2月20日第154回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p13

- 25) 令和元年6月18日第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号p11
- 26) 平成8年4月11日第136回国会参議院法務委員会会議録第6号p7
- 27) 平成18年5月16日第164回国会衆議院法務委員会会議録第25号p9
- 28) 平成18年10月20日第165回国会衆議院法務委員会会議録第3号p20
- 29) 平成28年5月12日第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号p11
- 30) 平成24年2月22日第180回国会参議院国際・地球環境・食糧問題に関する調査会会議録第2号p1
- 31) 平成16年2月6日第159回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第4号p6
- 32) 平成16年2月9日第159回国会衆議院予算委員会会議録第6号p14
- 33) 平成19年2月28日第166回国会衆議院財務金融委員会会議録第4号p26
- 34) 平成19年2月28日第166回国会衆議院財務金融委員会会議録第4号p26
- 35) 平成19年4月18日第166回国会衆議院内閣委員会会議録第13号p18
- 36) 平成19年4月24日第166回国会衆議院内閣委員会会議録第14号p12
- 37) 平成12年4月18日第147回国会参議院法務委員会会議録第9号p21
- 38) 平成13年11月28日第153回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第3号p14
- 39) 平成23年3月9日第177回国会衆議院法務委員会会議録第2号p30
- 40) 昭和59年7月24日第101回国会衆議院社会労働委員会会議録第27号p26
- 41) 昭和60年6月18日第102回国会参議院外務委員会会議録第17号p16